時事新報

京濱間の鐵道賣け渡す民有物と爲すも可し

政府は既成の鐵道を一般の民間の人々に賣却そべし其賣却直段は凡ろ云々の邊と目標と爲すべしとの事は我輩の既に發言したる所あれども若しも至急の決議に至り兼る意味もあらば今姑く之を擱きて時節到來を待つ其間に我輩は爰に特別に京濱間の鐵道は速に之を民有物と爲すべしとの説と吐くものなり從來の經驗に據るに凡ろ政府の事業に於ける創設建營の事は長じて營業經紀は短なるもれ―如し例へば鑛山瓦斯汽船鐵道等の諸事業を發起するに當り政府の手を以てそれば資本も自由なれば其向きの工師も打揃ふて創業の第一着は目覺まさく活潑迅速なれとも扨て其業を永續さて其成を守るの一段に至りくは例の成規に縛られて兎角改良の活機を失ひ時と共に其營業を伸張するの妙處を欠くの趣なきを得ず股鑑遠からず京濱間の鐵道事業に於ても誠に明々白々なり明治の初年政府が開國以來始めて之れに着手して然かも立派に速に竣功しさるは誠に以て御手際なれども其營業れ段に至りては改革變更の談爾來甚ぐ蹇々として十餘年來の新工風と申せば往復切手發行位の事に過ぎず官れ筋の營業には毎度有り勝ちのとにして今更何も怪しむに足らされども今や人事の進歩と共に鐵道管理の法を改良さてますく交通の便を發達するの必要を感ずるに就き其方便として官有鐵道賣却論を政府に獻ずるに當りては我輩は何は扨て置き先づ京濱間の鐵道を拂ひ下ぐるの沙汰あらんと希望するなり斯くて此鐵道がいよく民有物に歸するの日には管理者の見込を以て種々の經濟管理法と案玄先づ第一に發車の度數を增すべし凡ろ鐵道あるものは之と敷設そるに大費用を要そると勿論なれども軌條通玄て列車を其上に運動するの段に至りては唯多少の石炭を消費するれみにして一日に十回運轉するも或は更に二十回運轉するも軌條及び列車に損益そる所は誠に稀少の事なる可きが故に發車の度數は成る可く之を增加して乘客往復の便を謀るころ鐵道の本旨に適することなれ又今日の所にては荷物の運賃不廉なる上に其取扱法の鄭重ならして乙甲なるが爲め京濱間の運送荷物は鐵道に由らずして往々舶便に依賴そる向きも多き由なれども若しも此鐵道を私立會社の手に歸したらば夫れく荷物取扱の便法を立て或は俗に云ふ數でコナスの主義にて大に運賃を減ずる等の工風もあるべし尚瑣細の部分に渉れば乘車切符の通用を其一日内に限らず尋常切符往復切符を郵便電信切手樣の物と爲して或は之を進物とし或は之と金錢同樣の取扱にする抔の便法もあらん現に角之を私立會社の手に歸する以上は例の成規に泥着せられず種々樣々の改良法を颯々と採用して乘客荷主の便に供するとを得べきなり元來文明鐵道の世界にハ地理上の距離ハなき譬あり發車の度數さへ增加そればば汽車に乘り後れふりとて幾時間を空うして次の發車を待ちてびるが如きとなく東京と橫濱とを密着して東京十五區中に更に橫濱區と云へる一區を加入そるが如き觀を呈するとを得べし或は世に東京灣築港などの説ありて實際上工事も極めて輕便にして商賣上の都合も宜しかる可しとの事なれば我輩は東京を以て東洋貿易の中心と爲すの宿望に於て素より之を贊成すれども若し又實地測量の上築港の工事は橫濱の方が輕便なりとの説もあれば一線の鐵道、橫濱港を東京灣に引き附くるとを得べければ或い東京灣の築港を見合はせて橫濱に立派なる棧橋でも架設するの工風こそ捷徑ならん事既に爰に至りて京濱間の鐵道も始めて其効用を現はすとを得べけれども營業管理法の改良工風は政府の筋の短處とも申す可きものにして時と共に其營業の仕組と伸張するとは或は六ヶ敷かる可きが故に政府若し此に見る所ありて既成れ鐵道を一般に民間に賣り渡すれ決心もあらば第一着に先づ京濱間の鐵道を拂ひ下ぐるの沙汰あらんと我輩の當局者に切望する所なり

官報

○勅令

朕私設鐵道條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿年五月十七日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第十二號

私設鐵道條例

第一條　旅客及荷物運輸營業ノ目的ヲ以テ鐵道ヲ布設セントスル者ハ發起人五人以上結合シ鐵道會社創立願書ニ起業目論見書ヲ添ヘ本社ヲ設置セントスル地ノ地方廳ヲ經由シテ政府ニ差出スヘシ、馬車鐵道ハ本條例定ムル所ノ限ニアラス○第二條　起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

第一　社名及本社所在地、第二　線路ノ兩端及其經過スヘキ地名但略圖ヲ添フヘシ、第三　資本金ノ總額及總株數並一株ノ金額、第四　鐵道布設ノ費用及運輸營業上ノ收支概算、第五　發起人ノ氏名住所及發起人各自ノ引受クヘキ株數但發起人總員ノ引受クヘキ株數ハ十分ノ二以上タルヘシ

第三條　政府ニ於テ第一條ノ願書及目論見書ヲ査閲シ起業ノ大體ニ不都合ナキト認ムルトキハ假免狀ヲ下付シ本社ヲ設立セントスル地ノ地方廳ニ令シ發起人ヲシテ線路圖面工事方法書工費豫算書及會社ノ定欵ヲ調製シ之ヲ差出サシムヘシ、既設ノ鐵道ニ妨害ヲ生スルノ虞アリ又ハ其地方ノ狀況鐵道ノ布設ヲ要セスト認ムルトキハ願書ヲ却下スヘシ○第四條　政府ニ於テ前條ノ圖面書類ヲ審査シ妥當ナリト認ムルトキハ裁可ヲ經テ會社設立及鐵道布設ノ免許狀ヲ下付スヘシ○第五條　發起人前條ノ免許狀ヲ下付セラレタル後ニアラサレハ社名ヲ以テ株金ヲ募集シ鐵道布設ノ工事ニ着手スルコトヲ得ス○第六條　會社ハ免許狀下付ノ日ヨリ三箇月以內ニ鐵道布設工事ニ着手シ其免許狀ニ記載シタル期限內ニ竣功スヘシ若シ此期限內ニ竣功シ難キ事由アルトキハ少クトモ二箇月以前本社所在ノ地方廳ヲ經由シテ政府ニ具申シ延期ヲ請フヘシ但其延期ハ限定期限ノ半ヲ超ルコトヲ得ス○第七條　軌道ノ幅員ハ特許ヲ得タル者ヲ除クノ外總テ三呎六吋トス○第八條　左ニ記載スルモノヲ以テ鐵道用地トス

第一　線路ニ當ル敷地但其幅員ハ築堤切取架橋等工事ノ必要ニ應シテ定ムルモノトス、第二　停車場及之ニ附屬スル車庫貨物庫等ノ建築用ニ供スル土地、第三　前項ノ構內ニ常住ヲ要スル驛長車長及機關方等ノ家宅番人小屋等ノ建築用ニ供スル土地、第四　鐵道布設又ハ運輸ニ要スル車輛器具ヲ製作修繕スル器械場及同上ノ資財器具ヲ貯藏スル倉庫ノ建築用ニ供スル線路ニ沿ヒタル土地

第九條　鐵道布設ノ爲メ舊來ノ道路橋梁溝渠運河等ヲ變換シ又ハ一時之ヲ移設セントスルトキハ所管官廳ノ許可ヲ受クヘシ但其費用ハ會社ニ於テ之ヲ支辨スヘシ○第十條　線路ノ道路ヲ橫斷スル場所ニハ橋梁ヲ架設シ若クハ踏切道ヲ設クヘシ其他危險防止ノ爲メ必要ノ場所ニハ牆柵門戶堤防ヲ設ケ若クハ番人ヲ配付スル等充分ノ警備ヲナスヘシ○第十一條　線路ノ全部若クハ一部ノ工事竣功シ旅客及貨物ノ運輸ヲ開業セントスルトキハ鐵道局長官ニ屆出ヘシ○第十二條　鐵道局長官ハ前條ノ屆出ニ依リ監査員ヲ派遣シテ工事方法書ニ照シ其工事ノ完全ナリト認ムルトキハ開業免許狀ヲ下付スヘシ若シ不完全ナリト認ムルトキハ其改築修理ヲ命スヘシ但此場合ニ於テハ監査員ノ復命書ヲ會社ニ示スヘシ、會社ハ前項ノ開業免許狀ヲ得スシテ運輸ノ業ヲ開クコトヲ得ス○第十三條　鐵道局長官ハ鐵道布設中臨時監査員ヲ派遣シテ工事ヲ監査セシメ又運輸開業ノ後ニ於テモ監査員ヲ派遣シテ軌道橋梁車輛建物等並運輸上ノ實況ヲ監査セシメ危險ナリト認ムルトキハ其改築修理ヲ命スヘシ但此場合ニ於テハ監査員ノ復命書ヲ會社ニ示スヘシ○第十四條

第十二條第十三條ノ改築修理ヲナシタルトキハ更ニ監査ヲ受クヘシ○第十五條　官有ノ土地ニシテ鐵道用地ニ必要ナルモノ及第九條ノ土地ハ相當代價ヲ以テ之ヲ拂下ケ其民有ニ係ルモノハ公用土地買上規則ニ據リ買上ケ會社ニ拂下クヘシ但其土地ニ建物アルトキハ本條ニ準シテ之ヲ處分スヘシ○第十六條　會社ニ於テ鐵道布設ヲ止メ又ハ線路ノ變更ニ依リ不用トナリタル鐵道用地ニシテ最初公用土地買上規則ニ據リ買上ラレタルモノハ原所有者ニ於テ原價ヲ以テ之ヲ買戻スコトヲ得、會社ハ前項ノ土地不用トナリタル旨ヲ原所有者ニ通知スヘシ若シ原所有者ニ於テ三箇月以內ニ之ヲ買戻サヽルトキハ其權利ヲ失フモノトス○第十七條　政府ハ鐵道用地內ニ於テ線路ニ沿ヒ電線ヲ架設スルコトヲ得又會社ハ其架柱ノ一部ヲ使用シ鐵道用ノ電線ヲ架スルコトヲ得但其一部ニ對スル費用ヲ支辨スヘシ○第十八條　會社ハ鐵道用地及停車場建物ノ一部ヲ無料ニテ郵便及ヒ電信ノ用ニ供スヘシ但政府ニ於テ建物ノ改造ヲ要シ又ハ用地ノ買上ヲナストキハ其實費ヲ支辨スヘシ○第十九條　明治十九年第五十九號布告郵便條例ニ依リ郵便物ト稱スルモノ及其遞送ニ關スル人員ノ運賃ハ左ニ記載スル割合ヲ以テ遞信省ト會社ト豫メ之ヲ約定スヘシ

第一　下等旅客二十八人ノ坐位ニ當ル積量一哩ニ付金一錢五厘以內、第二　一車(四噸積)貸切一哩ニ付金五錢以內、但車室ヲ構造シ又ハ之ヲ改造セシメタルトキハ遞信省ヨリ其實費ヲ支辨スヘシ

第二十條　鐵道事務ニ關シテ往復スル官吏ハ無料ニテ乘車セシムヘシ但其官吏ハ常ニ乘切手ヲ帶ル者ニ限ル○第二十一條　公務ヲ以テ往復スル陸海軍人軍屬及警察官吏又ハ軍馬銃砲彈藥糧食被服陣具工兵器具天幕等ハ總テ半價ヲ以テ輸送スヘシ但其公務タルコトヲ證スヘキ通券ヲ帶ル者ニ限ル○第二十二條　四徒及其護送官吏ハ半價ヲ以テ乘車セシムヘシ○第二十三條　戰時若シハ事變ニ際シテハ徵發令ノ定ムル所ニ從ヒ鐵道ヲ使用セシムヘシ、平時ト雖モ至急ニ兵隊ノ派遣ヲ要スル場合ニ於テハ當該官廳ノ命ニ從ヒ速ニ之レヲ輸送スヘシ但其運賃ハ第二十一條ノ例ニ依ル○第二十四條　陸海軍ニ於テ軍事上必要ノ爲メ車輛ニ改修ヲ加ヘ又ハ新裝置ヲ施シ或ハ輙卸用器具ノ製造ヲ命シ其實費ヲ支辨スルトキハ會社ハ之レヲ拒ムコトヲ得ス○第二十五條　鐵道局長官ハ公衆ノ安全ノ爲メ官有鐵道ニ實施スル事物ハ會社ニ命シ之ヲ施設セシムルコトヲ得○第二十六條　政府又ハ政府ノ許可ヲ得タル者ニ於テ會社ノ鐵道線路ニ接續シ若クハ之ヲ橫斷シテ鐵道ヲ布設シ又ハ會社ノ鐵道線路ニ接近シ若クハ之ヲ橫斷シテ道路橋梁溝渠運河ヲ設クルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス○第二十七條　官設鐵道ニ施行スル規則ハ私設鐵道ニモ亦之レヲ適用スヘシ○第二十八條　會社ニ於テ工事ノ方法又ハ會社ノ定欵ヲ變更セントスルトキハ本社所在ノ地方廳ヲ經由シテ政府ニ具申シ認可ヲ受クヘシ○第二十九條　旅客及貨物ノ運賃額又ハ運輸規程ヲ定メ若クハ之レヲ變更セントスルトキハ鐵道局長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ下等旅客運賃額ハ一里ニ付金一錢五厘ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス又其範圍內ニ於テ運賃額ヲ增加スル場合ニ於テハ少クトモ二週日前ニ之ヲ公示スヘシ○第三十條　列車發著時間及度數ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルトキハ鐵道局長官ニ報告スヘシ○第三十一條　會社ハ半年度每ニ營業ノ報告書ヲ調製シ四十日以內ニ鐵道局長官ニ差出スヘシ○第三十二條　會社ハ其財產ノ全部若クハ一部ヲ抵當トシテ負債ヲナスコトヲ得但其額ハ株主ヨリ拂込タル資本金額十分ノ五ヲ超過スルコトヲ得ス、每勘定季中ニ支拂フヘキ負債ノ元利金ヲ完償シタル後ニアラサレハ株主ニ純益金ノ配當ヲナスコトヲ得ス○第三十三條　會社ノ勘定ヲ分ツテ左ノ二種トス

第一　資本勘定　軌道車輛器械停車場土地建物等營業上收益アルヘキ物件ノ創設ニ係ル出納、第二　收益勘定　前項物件ノ維持保存ニ要スル費用及營業上ノ出納

第三十四條　私設鐵道ノ官設鐵道ニ接續スル場合ニ於テ交互運輸ノ手續及賃金ノ割合等ハ鐵道局長官之ヲ定ムヘシ、二箇以上ノ私設鐵道接續スル場合ニ於テ交互運輸ノ手續及賃金ノ割合等ニ係リ雙方ノ議協ハサル時

ハ鐵道局長官ノ
道局長官ノ裁定ノ
狀下付ノ日ヨリ
メタルモノハ其
ルノ權アルモノ
附屬物件ヲ買上
レ之ヲ以テ買上
下付ノ日ヨリ三
ハ豫定期限及延
ヲ命スヘシ但事
實ニ附シ其賞受
シ○第三十八條
又ハ故意ニ依リ
ニ任スヘシ○第
テ社名ヲ以テ株
タルトキハ第三
ヲ受クスハ又ハ第
テ營業ヲナシタ
但其營業中ノ收
輸開業後會社
道ノ正當ナル使
擬セシメ又ハ
但鐵道局ヲシテ
其營業上ノ損益
十一條　本條例

○閣令第十四號
勅令第十二號私
務ノ關涉ハ內閣
明治廿年五月

○閣令第十五號
明治十九年三月
條但書中「第二
明治廿年五月

○農商務省告示
專賣特許ニ關ス
別冊ノ通リ相定
レ明治十八年當
（別冊略）
明治廿年五

○農商務省告示
商標ニ關スル
明治二十年六月
五號告示ハ右施
明治廿年五

○東京府達第三
明治二十一年度
十月十日限追加
明治二十年

○軍艦發着　天
〈龍驤艦は去る十
號は去る十六日午後

雜報

○露帝の近狀
は屢々記載する
るよ露國皇帝は
の折を窺ひ乘御
企てたる者あり
したりとあり又
發の報に露京の
て散亂せざるが
露西亞の半嶋ク
都なりしが都合
は假令ひ居所を
出來難き事なる
丁抹に赴き首
と共に數週間を
遣同地に住居せ
ーは目下の首府

正札附西洋傘未曾有安賣

弊店の勉強は一種特別にして通常安賣の類にあらず御求れ有無に不拘

伊豆七島海陸物產蕃殖改良等ノ爲本月十六日島地分店ヘ左ノ人員ヲ派遣ス尚補充員十九名ヲ募集シ月給四圓以上十圓迄ヲ給與ス有志諸君御來談アレ

出張人名　大家清太　町田治助　阪久隆　河野長次　關安直吉　細洗稻木　久野義人　梅村儀一　橋本丈四　中老熊吉　外社長支配人

日本橋區小網町　有限責任○○會社

競賣品廣告

來ル廿二日午後一時ヨリ當所ニ於テ硝子器雜品競賣致候　但雨天順延

品川宿

獨逸學協會

政法門　文理門